

※届出様式の裏面は、策定または変更した行動計画の内容について「行動計画策定指針」に掲げられている項目のうち該当するものに○をつけてください。

策定した行動計画の内容として該当するものに○をつけてください。
 変更の届出の場合は、変更後の行動計画の内容に該当するものにすべて○をつけてください。

様式第一号（第一条及び第二条関係）（裏面）

行動計画策定指針の事項	次世代育成支援対策の内容として定めた事項	
1 雇用環境の整備に関する事項	ア 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施	
	イ 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し	
	ウ 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進	
	エ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施	
	オ 育児休業を容易にする取組や、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 <small>（イ）育児休業取得を促進するための措置の実施 （ウ）育児休業中の待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項 （エ）育児休業中の代替者の確保や業務内容、業務体制の見直し （オ）育児休業後の原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し</small>	
	カ 小・中学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の導入 <small>（イ）短時間勤務制度 （ウ）フレックスタイム制度 （エ）始業・終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度 （オ）所定労働時間を超過させない制度</small>	
	キ 小・中学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の設置及び運営	
	ク 小・中学校就学前の子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の補助の措置の実施	
	ケ 労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入	
	コ 希望する労働者に対する勤務地、担当業務の限定制度的実施	
	サ 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施	
	シ 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知	
	ス 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施 （概要を記載すること）	
	その他	
	2 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備	ア 所定外労働の削減のための措置の実施
		イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
		ウ 多様な働き方の選択肢を拡大するための短時間勤務や隔日勤務の導入
		エ 情報通信技術（IT）を利用した場所・時間にとらわれない働き方の導入
オ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施 （概要を記載すること）		
その他		
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項	(1) 託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供	
	(2) 地域において子どもの健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施	
	(3) 子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることが出来る「子ども参観日」の実施	
	(4) 労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施	
	(5) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進	
	その他 （概要を記載すること）	

雇用環境の整備に関する取組です。認定を受けることを希望する場合は、行動計画の内容にこの部分に該当する事項が含まれていなければなりません。

雇用環境の整備以外の取組です。これらの事項だけを内容とする行動計画を策定しても、認定の対象とはなりません。

挙げられている項目のどれにも該当しない事項を行動計画に定めた場合は、「その他」に○をつけ、その概要を記入してください。

p. 69～70をコピーして、届出様式としてご利用いただけます。